

公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（抄）（附則第二項関係）

改正後

第三章の二 在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿の登録の申請の手續）

第二十三条の三 法第三十条の五第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録申請者」という。）が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章及び第四百二十二条において同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号並びに次項第二号及び第三号を除き、以下この章及び第四百二十二条において同じ。）に對して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十条の五第一項の規定による申請書（以下この条及び第二十三条の六第一項において「在外選挙人名簿登録申請書」という。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に関する届出を行っている場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。

- 一 当該在外選挙人名簿登録申請者の旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外選挙人名

改正前

第三章の二 在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿の登録の申請の手續）

第二十三条の三 在外選挙人名簿登録申請者（法第三十条の五第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をする者をいう。以下この章において同じ。）は、同項の申請をする場合には、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（同条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。次項本文並びに第三項第二号及び第三号を除き、以下この章並びに第四百二十二条第六項及び第七項において同じ。）に對して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。））を提示しなければならない。

簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。））

二 当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（法第三十条の四第一項に規定する管轄区域をいう。以下この号及び次項において同じ。）内に住所を有することとなつた日として在外選挙人名簿登録申請書に記載された日から申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号及び次項において同じ。）までの間（以下この号及び同項において「住所要件期間」という。）、引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足りる文書（申請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者が当該管轄区域内に引き続き三箇月上住所を有することを証するに足りる文書）

（削る）

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の五第一項の申請をする場合には、在外選挙人名簿の登録の申請に關し当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有することとなつた日として同項の規定による申請書に記載された日から申請の日（同条第三項第一号に定める日をいう。以下この項及び次項において同じ。）までの間（以下この項及び次項において「住所要件期間」という。）引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足りる文書（申請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、当該管轄区域内に引き続き三箇月上住所を有することを証するに足りる文書）を提示しなければならない。ただし、当該在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により領事官に住所に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは、この限りでない。

2 申請の日において住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登録申請者（以下この条において「住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者」という。）は、申請の日以後法第三十条の五第三項第二号に定める日（第六項において「三箇月経過日」という。）までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録申請書を提出した領事官に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所（住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の住所として在外選挙人名簿登録申請書

に記載された住所をいう。次号及び第六項において同じ）を管轄する領事官の管轄区域外へ住所を移した
場合

三 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所を管轄する領事官の管轄区域内において住所を変更した場合

四 (略)

3 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出があつたときは、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の法第三十条の五第一項の規定による申請は、取り下げられたものとみなす。

4 第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により在外選挙人名簿登録申請書を提出した領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは

3 申請の日において住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登録申請者（以下この条において「住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者」という。）は、申請の日後 法第三十条の五第三項第二号に定める日（第七項において「三箇月経過日」という。）までの間に、次に掲げる場合
に該当するに至つたときは、直ちに、文書でその旨を同条第一項の規定による申請書を提出した領事官に届け出なければならぬ。

一 日本の国籍を失つた場合

二 当該

在外選挙人名簿登録申請者の住所として法第三十条の五第一項の規定による申請書に記載された住所（次号及び第七項
に於いて「申請時住所」という。）を管轄する領事官の管轄区域外へ住所を移した
場合

三 申請時住所
を管轄する領事官
の管轄区域内において住所を変更した場合

四 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

4 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出があつたときは、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の法第三十条の五第一項の申請は、取り下げられたものとみなす。

5 第三項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により
領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは

、この限りでない。

5 法第三十条の五第三項の規定による在外選挙人名簿登録申請書の送付は、当該在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格（同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章において同じ。）に関する意見書（第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、在外選挙人名簿の被登録資格 に関しての意見書及び当該届出書の写し）を添えて、外務大臣を経由して、しなければならない。

6 領事官は、前項の規定により住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格に関する意見書を送付するときは、あらかじめ、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が三箇月経過日において申請時住所（第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、当該届出書に記載された変更後の住所）に居住しているかどうかを確認しなければならない。

（在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手続）

第二十三条の三の二 法第三十条の五第四項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録移転申請者」という。）が、同項に規定する市町村の選挙管理委員会に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、同項の規定による申請書（次項において「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）を提出し、かつ、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の旅券又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者の資格若しくは地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）を提示して、しなければならない。

、この限りでない。

6 法第三十条の五第三項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請書の送付は、当該在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格 に関しての意見書（第三項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、在外選挙人名簿に登録される資格 に関する意見書及び当該届出書の写し）を添えて、外務大臣を経由して、なければならない。

7 領事官は、前項の規定により住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書を送付するときは、あらかじめ、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が三箇月経過日において申請時住所（第三項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、当該届出書に記載された変更後の住所）に居住しているかどうかを確認しなければならない。

（新設）

い。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が在外選挙人名簿登録移転申請書を法第三十条の五第四項に規定する市町村の選挙管理委員会に提出した時の属する日以後法第三十条の六第五項の規定による在外選挙人証（同条第四項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。）の交付を受けた日若しくは第二十三条の六第二項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転（法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この章及び第三十条において同じ。）をしなかつた場合の通知を受けた日又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた日のいずれか早い日までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録移転申請書を提出した市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

一 在外選挙人名簿登録移転申請書に転出先として記載された国外における住所と異なる国外における住所を定めた場合

二 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

3 前項各号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項各号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が他の法令の規定により市町村長又は領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは、この限りでない。

（市町村の選挙管理委員会等による調査等）

第二十三条の四 市町村の選挙管理委員会及び領事官は、必要に応じ、在

（市町村の選挙管理委員会等による調査等）

第二十三条の四 市町村の選挙管理委員会及び領事官は、必要に応じ、在

外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格 につき調査しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の五第一項の規定による申請に関し、市町村の選挙管理委員会又は領事官から求められたときは、在外選挙人名簿の被登録資格 を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、必要に応じ、在外選挙人名簿登録移転申請者に係る当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格（法第三十条の六第二項に規定する在外選挙人名簿の被登録移転資格をいう。次項及び第二十三条の五の二第三項において同じ。）につき調査しなければならない。

4 在外選挙人名簿登録移転申請者は、法第三十条の五第四項の規定による申請に関し、市町村の選挙管理委員会から求められたときは、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならない。

（在外選挙人名簿の被登録資格の確認等）

第二十三条の五 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者に係る当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格 について、当該在外選挙人名簿登録申請者の本籍地の市町村長に確認を求めなければならない。

2 (略)

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格 を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録してはならない。

外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格 につき調査しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録申請者は、当該 申請に関し、市町村の選挙管理委員会又は領事官から求められたときは、在外選挙人名簿に登録される資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならない。

（新設）

（新設）

（在外選挙人名簿の登録手続）

第二十三条の五 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者の当該 市町村の在外選挙人名簿に登録される資格 について、当該在外選挙人名簿登録申請者の本籍地の市町村長に確認を求めなければならない。

2 本籍地の市町村長は、前項の規定により確認を求められたときは、直ちに回答しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格 を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録してはならない。

(在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見等)

第二十三条の五の二 法第三十条の五第五項の規定により市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者(当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。)の国外における住所に関する意見の求めは、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該在外選挙人名簿登録移転申請者の氏名その他総務省令で定める事項を外務大臣に通知して行うものとする。

2 法第三十条の五第六項の規定により外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、総務省令で定めるところにより、他の法令の規定による住所に関する届出その他の方法により知った当該在外選挙人名簿登録移転申請者の住所に関する事実に基づき、当該市町村の選挙管理委員会に通知して述べるものとする。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしてはならない。

(在外選挙人名簿に登録しなかつた場合等の通知)

第二十三条の六 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び法第三十条の五第三項の規定により当該在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿登録申請書を送付した領事官

を経由して当該在

外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。

(新設)

(在外選挙人名簿に登録しなかつた場合)の通知)

第二十三条の六 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び法第三十条の五第三項の規定により当該在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿の登録の申請書を送付した領事官(第二十三条の十四において「經由領事官」という。)を経由して当該在外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならない。

(在外選挙人証の記載事項等)

第二十三条の七

在外選挙人証には、次

に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 選挙人の氏名及び生年月日
- 二 選挙人の国外における住所
- 三 その他総務省令で定める事項

2 選挙人は、在外選挙人証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、在外選挙人証を添えて、在外選挙人名簿に関する事務について当該選挙人の住所を管轄する領事官を経由し、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に届け出て、在外選挙人証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

3 前項の規定による届出は、記載事項の変更の届出書に在外選挙人証の記載事項に変更を生じた事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、変更を生じた記載事項が選挙人の国外における住所その他総務省令で定める記載事項である場合において、総務省令で定めるときは、この限りでない。

4 (略)

5 第二十三条の四第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による在外

(新設)

(在外選挙人証の記載事項等)

第二十三条の七 法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証には、次

に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 選挙人の氏名及び生年月日
- 二 選挙人の国外における住所
- 三 その他総務省令で定める事項

2 選挙人は、在外選挙人証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、在外選挙人証を添えて、
当該選挙人の住所を管轄する領事官を経由し、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に届け出て、在外選挙人証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

3 前項の届出は、記載事項の変更の届出書に在外選挙人証の記載事項に変更を生じた事実を証するに足りる文書を添えて、なければならない。ただし、変更を生じた記載事項が選挙人の国外における住所その他総務省令で定める記載事項である場合において、総務省令で定めるときは、この限りでない。

4 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該選挙人の登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

5 第二十三条の四の規定は、第二項の規定による在外

選挙人証の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出の内容」と、同条第二項中「在外選挙人名簿登録申請者」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出をする者」と、「法第三十条の五第一項の規定による申請」とあるのは「当該届出」と、「在外選挙人名簿の被登録資格を有する」とあるのは「当該届出の内容が事実である」と読み替えるものとする。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもつて、第二項の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならぬ。ただし、当該届出の際に、郵便等をもつて交付を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該届出をした者に当該在外選挙人証を交付しなければならない。

7 (略)

(在外選挙人証の再交付)

第二十三条の八 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、在外選挙人名簿に関する事務について当該選挙人の住所を管轄する領事官を経由して、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙

選挙人証の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出の内容」と、同条第二項中「在外選挙人名簿登録申請者」とあるのは「第二十三条の七第二項の規定による届出をする者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、「在外選挙人名簿に登録される資格を有する」とあるのは「当該届出の内容が事実である」と読み替えるものとする。

6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもつて、第二項の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならぬ。ただし、当該届出の際に、郵便等をもつて交付を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び第四項の規定により届出書を送付した領事官を経由して、当該届出をした者に当該在外選挙人証を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、在外選挙人証の記載事項の変更に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(在外選挙人証の再交付)

第二十三条の八 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該選挙人の住所を管轄する領事官を経由して、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙

管理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。

一（三）（略）

2
（略）

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合には、郵便等をもつて、同項の規定による申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。ただし、当該申請の際に、郵便等をもつて交付を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該申請をした者に当該在外選挙人証を交付しなければならない。

4
（略）

（在外選挙人証の返納）

第二十三条の九 在外選挙人証の交付を受けた者は、国内の市町村（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村を除く。）の選挙人名簿に登録された場合若しくは国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過した場合（第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された場合を除く。）又は第二十三条の十四第二項の規定による通知を受けた場合には、直ちに当該在外選挙人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会

管理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。

一 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した場合

二 在外選挙人証を汚損し、又は破損した場合

三 その他総務省令で定める場合

2 前条第四項の規定は、前項の在外選挙人証の再交付の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、「届出書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合には、郵便等をもつて、同項の規定による申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。ただし、当該申請の際に、郵便等をもつて交付を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び前項において準用する前条第四項の規定により申請書を送付した領事官を経由して、当該申請をした者に当該在外選挙人証を交付しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、在外選挙人証の再交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（在外選挙人証の返納）

第二十三条の九 在外選挙人証の交付を受けた者は、国内の市町村において住民票が新たに作成された
選挙人名簿
日後四箇月を経過した場合
には
直ちに当該在外選挙人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会

に返さなければならない。

2 (略)

(在外選挙人証等受渡簿)

第二十三条の十 領事官は、在外選挙人証等受渡簿を備え、当該領事官を經由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名、当該登録をされている者の氏名及び生年月日その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 領事官は、法第三十条の六第四項若しくは第五項の規定による在外選挙人証の交付の經由に係る事務を行った場合又は第二十三条の十四の規定による通知があつた場合には、直ちに前項に規定する在外選挙人証等受渡簿に必要な事項を記載し、又はその記載を修正し、訂正し、若しくは削除しなければならない。

(在外選挙人名簿の表示の消除)

第二十三条の十三 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十第一項の規定により、法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされた者についてその事由がなくなつたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十第一項の規定により住民票が国内の市町村において新たに作成された旨の表示をされた者(その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村において新たに住民票が

に返さなければならない。

2 前条第三項の規定により在外選挙人証の再交付を受けた者は、亡失した在外選挙人証を発見し、又は回復した場合は、直ちに、当該発見し、又は回復した在外選挙人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

(在外選挙人証等受渡簿)

第二十三条の十 領事官は、在外選挙人証等受渡簿を備え、当該領事官を經由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名、当該登録をされている者の氏名、生年月日その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 領事官は、法第三十条の六第三項の規定による交付の經由に係る事務を行った場合及び第二十三条の十四の規定による通知があつた場合には、直ちに前項に規定する在外選挙人証等受渡簿に必要な事項を記載し又はその記載を修正し、訂正し若しくは削除しなければならない。

(在外選挙人名簿の表示の消除)

第二十三条の十三 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十第一項の規定による表示(在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成された旨の表示を除く。)をされた者が在外選挙人名簿に登録される資格を有するに至つたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

作成された者に限る。) について当該市町村に法第三十条の五第四項に規定する国外転出届がされた後に当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならぬ。ただし、当該表示がされた日以後にその者に係る住民票が国内の他の市町村において作成された場合は、この限りでない。

(在外選挙人名簿から抹消した場合等の通知)

第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣を経由して、法第三十条の六第四項又は第五項の規定によりその者の在外選挙人証の交付の経由に係る事務を行った領事官(次項及び第三項において「経由領事官」という。)に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第三号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び経由領事官を経由して、その者に通知しなければならない。

3 (略)

(在外選挙人名簿から抹消した場合等の通知)

第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣を経由して、経由領事官

に通知しなければならない。

(新設)

2 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める事項に係る記載(法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録)を修正し、又は訂正したときは、遅滞なく、その旨を外務大臣を経由して、経由領事官に通知しなければならない。

(在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知)

第二十三条の十五 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿の登録(在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下第六十五条の二までにおいて同じ。)の際に在外選挙人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったときは、遅滞なく、その旨を外務大臣を経由して、当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

2 外務大臣は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったこと(その者の国外における住所に関するものに限る。)を知ったときは、遅滞なく、その旨を当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(領事官が閲覧させる文書)

第二十三条の十七 法第三十条の十四第一項に規定する政令で定める文書は、第二十三条の十第一項に規定する在外選挙人証等受渡簿の抄本で、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名、当該登録されている者の氏名及び生年月日その他総務省令で定める事項を記載したものとす。

2・3 (略)

(在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知)

第二十三条の十五 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者について登録の際に登録されるべき

でなかったことを知ったときは、遅滞なく、その旨を外務大臣を経由して、当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

(新設)

(領事官が閲覧させる文書)

第二十三条の十七 法第三十条の十四第一項に規定する政令で定める文書は、第二十三条の十第一項に規定する在外選挙人証等受渡簿の抄本で、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名、当該登録されている者の氏名、生年月日その他総務省令で定める事項を記載したものとす。

2 前項に規定する在外選挙人証等受渡簿の抄本は、登録月(登録月の一日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。)の二日及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあった日(以下この条において「基準日」という。)に当該基準日現在の在外選挙

(申請等に関する書類の保存)

第二十三条の十八 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をされた者又は在外選挙人名簿への登録の移転をされた者に係る法第三十条の五第一項若しくは第四項の規定による申請、第二十三条の三の第二項若しくは第二十三条の七第二項の規定による届出又は第二十三条の八第一項の規定による申請に関し、当該市町村の選挙管理委員会に提出された書類（在外選挙人証を除く。）を、これらの書類

を提出した者が在外選挙人名簿から抹消された日から五年を経過する日までの間、保存しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をされなかった在外選挙人名簿登録申請者又は在外選挙人名簿への登録の移転をされなかった在外選挙人名簿登録移転申請者に係る法第三十条の五第一項若しくは第四項の規定による申請又は第二十三条の三の二第二項の規定による届出に関し、当該市町村の選挙管理委員会に提出された書類を、これらの書類を受理した日から五年間、保存しなければならない。

第四章 投票

(住所移転者の投票)

第二十九条 (略)

人証等受渡簿に基づき、調製しなければならない。
3 領事官は、第一項に規定する在外選挙人証等受渡簿の抄本で、直近の基準日に調製されたものを閲覧させなければならない。

(申請書等の保存)

第二十三条の十八 法第三十条の五第一項

の規定による申請、

第二十三条の七第二項の規定による届出又は第二十三条の八第一項の規定による申請に関し、市町村の選挙管理委員会に提出された書類（在外選挙人証を除く。以下「申請書等」という。）は、次に規定するものを除き、当該申請書等を提出した者が在外選挙人名簿から抹消された日から五年を経過する日までの間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

2 在外選挙人名簿に登録されなかった在外選挙人名簿登録申請者が、その申請に関し、市町村の選挙管理委員会に提出した申請書等は、これを受理した日から五年間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第四章 投票

(住所移転者の投票)

第二十九条 法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登

(国外への住所移転者の投票)

第三十条 法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で国外へ住所を移したも
の又は国外へ住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたもの(第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を削除された者を除く。)
は、なお選挙権を有するときは、在外選挙人名簿に登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

第五章の二 在外投票

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるもの)

第六十五条の二 法第四十九条の二第一項に規定する在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定

録された者で他の市町村の区域内に住所を移したも
の又は他の市町村の区域内に住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、なお選挙権を有するときは、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

2 選挙人名簿に登録されている者は、その市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した場合において、第十七条の規定により登録の移替えがされたときは、当該他の投票区の投票所において投票をしなければならぬ。

(国外への住所移転者の投票)

第三十条 法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で国外へ住所を移したも
の又は国外へ住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたもの

は、なお選挙権を有するときは、在外選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

第五章の二 在外投票

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるもの)

第六十五条の二 法第四十九条の二第一項に規定する政令で定めるものは、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二条第一項若しくは第三項

めるものは、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十四條第二項又は第二十六條の規定により当該選挙人名簿に登録された者とする。ただし、再び国外へ住所を移した者であつて、在外選挙人名簿の登録をされたもの又は第二十三條の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除されたもの（当該表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち、第十六條の規定により当該選挙人名簿の表示を消除されたものであつて総務省令で定めるものを除く。）は、この限りでない。

（国内への住所移転者の投票）

第六十五條の十四 在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五條の二に規定するものは、当該選挙人名簿に登録されている市町村において投票をしなければならない。

第十四章 補則

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第四百十一條の二 指定都市においては、法第十一條第三項（住所及び在外選挙人名簿の登録に関する部分を除く。）、第十五條の二第四項、第十七條から第十九條まで、第二十條第二項、第二十一條第一項（住所移転者に関する部分を除く。）及び第五項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八條（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八條の二から第三十條まで

、第二十四條第二項又は第二十六條の規定により選挙人名簿に登録された者とする。

（国内への住所移転者の投票）

第六十五條の十四 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十四條第二項又は第二十六條の規定により選挙人名簿に登録された者は、選挙人名簿に登録されている市町村において投票をしなければならない。

第十四章 補則

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第四百十一條の二 指定都市においては、法第十一條第三項（住所
に関する部分を除く。）、第十五條の二第四項、第十七條から第十九條まで、第二十條第二項、第二十一條第一項（住所移転者に関する部分を除く。）及び第五項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八條（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八條の二から第三十條まで

、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五第一項、第三項、第五項及び第六項、第三十条の六、第三十条の八第一項及び第二項、第三十条の十第二項、第三十条の十一

、第三十七條から第四十一條まで、第四十一條の二第一項から第四項まで、第四十八條の二第一項から第四項まで及び第七項、第四十九條第三項、第七項、第九項及び第十項並びに第四十九條の二第三項、法第四十八條の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、法第六十一条から第六十四條まで、第七十一条、第三百三十條第二項、第四百四十四條の二第一項から第五項まで、第六十三條、第七十條及び第七十五條、法第二十五條第四項又は第三十條の九第二項において準用する法第二百十九條第一項並びに法第二百七十條第一項ただし書及び第二百七十條の二の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなし、法第六條第一項及び第二項、第三百三十四條第一項、第四百七十七條、第二百一十一條の十一第一項、第二百一十一條の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三條（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一條第三項（住所及び在外選挙人名簿の登録に関する部分に限る。）及び第三十條の十三第一項（在外選挙人名簿の登録に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする。

2 指定都市においては、法第十三條第三項及び第四項、第十五條の二第一項、第三十條の四第二項、第三十條の五第四項、第三十條の十第一項、第三十條の十三第一項（在外選挙人名簿の登録に関する部分を除く。）、第三十條の十四第一項並びに第四十四條第三項の規定の適用について

、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五第一項及び第三項、第三十条の六、第三十条の八第一項、第三十条の十、第三十条の十一、第三十

條の十三、第三十七條から第四十一條まで、第四十一條の二第一項から第四項まで、第四十八條の二第一項から第四項まで、第四十九條の二第三項、第九條第三項、第七項、第九項及び第十項並びに第四十九條の二第三項、法第四十八條の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、法第六十一条から第六十四條まで、第七十一条、第三百三十條第二項、第四百四十四條の二第一項から第五項まで、第六十三條、第七十條及び第七十五條、法第二十五條第四項又は第三十條の九第二項において準用する法第二百十九條第一項並びに法第二百七十條第一項ただし書及び第二百七十條の二の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなし、法第六條第一項及び第二項、第三百三十四條第一項、第四百七十七條、第二百一十一條の十一第一項、第二百一十一條の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三條第二号の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一條第三項（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする。

2 指定都市においては、法第十三條第三項及び第四項並びに第十五條の二第一項
の規定の適用について

ては、区及び総合区を市とみなす。

(指定都市に対するこの政令の適用)

第四百四十一条の三 指定都市においては、第二条第一項及び第二項、第三条、第二十三条の二第一項、第二十三条の三の二第三項、第二十三条の五、第二十三条の五の二第一項及び第三項、第二十三条の九第一項、第二十三条の十第一項、第二十三条の十三第二項、第二十三条の十四、第二十三条の十七第一項、第二十九条第一項(市の区域に関する部分を除く。)、第三十条、第三十四条の二第一項(選挙人名簿の登録に関する部分に限る。)、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第五十条、第五十六条、第六十五条の十四、第一百一十一条、第三百三十二条の二、第四百四十二条の二第一項並びに第四百四十四条の規定中市に関する規定並びに第二百二十七条の二第一項(都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。)、及び第二項(都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。)、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで並びに第三百三十二条の九(都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。)の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区及び総合区に適用する。

2・3 (略)

ては、区及び総合区を市とみなす。

(指定都市に対するこの政令の適用)

第四百四十一条の三 指定都市においては、第二条第一項及び第二項、第三条、第二十三条の二

、第五十六条、第一百一十一条、第三百三十二条の二、第四百四十二条の二

並びに第四百四十四条の規定中市に関する規定並びに第二百二十七条の二第一項(都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。)、及び第二項(都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。)、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで並びに第三百三十二条の九(都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。)の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区及び総合区に適用する。

2 指定都市においては、第十条の二第一項、第二項及び第五項、第十九

条第四項、第二十六条の四、第四十六条第一項、第二項及び第四項、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第四十九条の十二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第六十六条第一項、第六十七条第三項及び第四項、第七十条の三第一項から第四項まで、第七十七条第二項、第七十八条第一項、第二項及び第四項、第九十二条第一項、第二項及び第三項から第七項まで、第九十九条第一項及び第二項、第一百条第一項及び

第二項、第一百一条第二項及び第三項、第一百九条第二項、第二十一条、第二百二十五条、第二百二十六条第一項、第二百二十九条の五第二項並びに第三百三十一条第一項の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に適用する。

3 指定都市に対し第三百三十二条の五の規定を適用する場合における市の区域並びに指定都市に対し第二百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分に限る。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）並びに第三百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）の規定を適用する場合における指定都市以外の市の区域は、法第十五条第九項の指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。

改 正 案	現 行
<p>（在外投票人名簿の記載事項）</p> <p>第十三条 在外投票人名簿には、投票人の氏名、最終住所（法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍、性別及び生年月日のほか、投票人が在外選挙人証（公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。）を交付されている者である場合には、その旨の記載（法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあつては、記録）をしなければならない。</p>	<p>（在外投票人名簿の記載事項）</p> <p>第十三条 在外投票人名簿には、投票人の氏名、最終住所（法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍、性別及び生年月日のほか、投票人が在外選挙人証（公職選挙法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。）を交付されている者である場合にあつては、その旨の記載（法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿にあつては、記録）をしなければならない。</p>